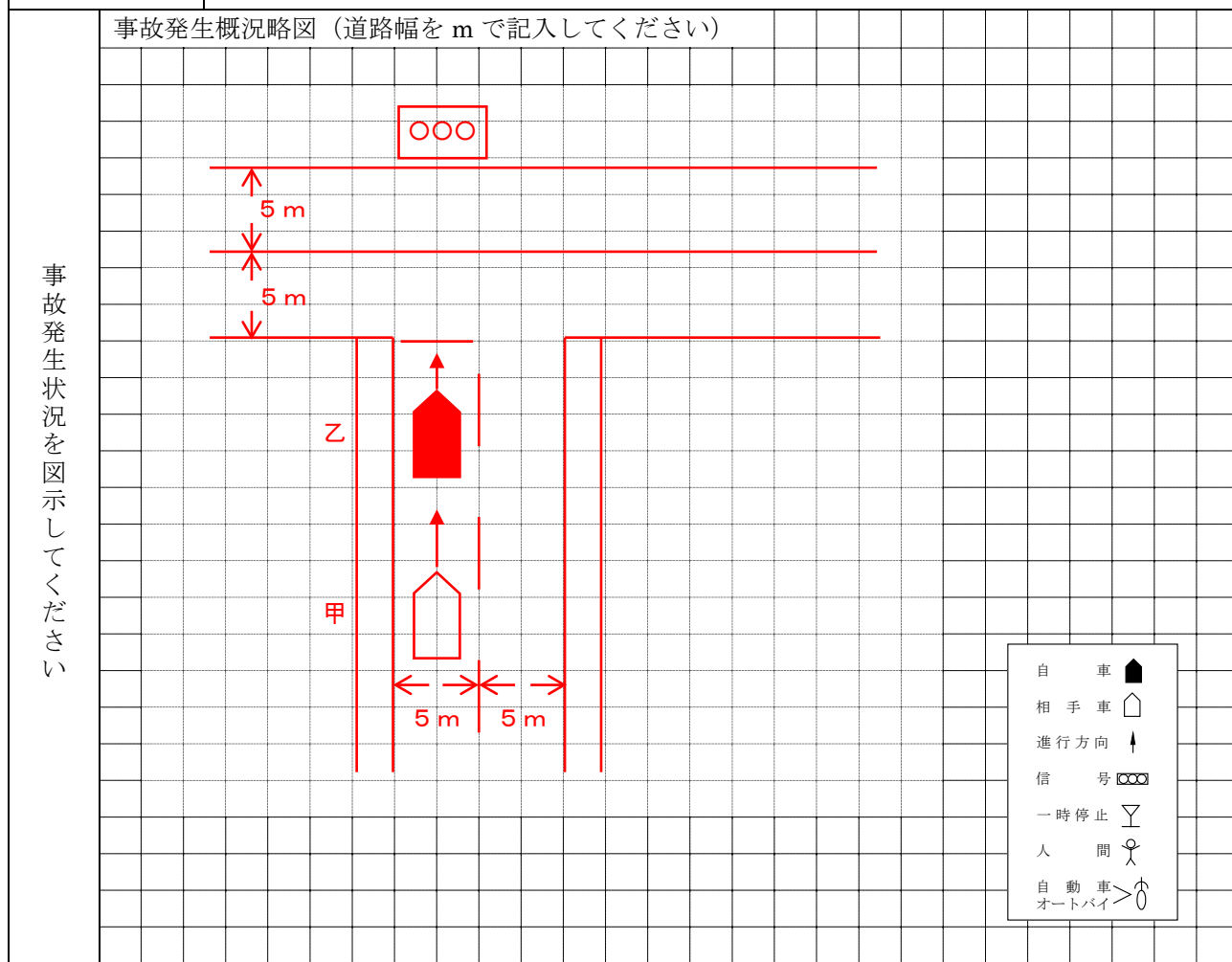


交通事故などで負傷したときは、加害者がその治療費を支払うのが原則です。

事 故 発 生 状 況 報 告 書

| | | | | | |
|---------|----------------|------------------------|-----------|-------------------------------|-----------------|
| 保険証明書番 | 第 IAL001234 号 | 当事者 | 甲 (加害運転者) | 氏名 加害 四郎 (電話) 099-444-9999 | |
| 自動車の番号 | 鹿児島 530 こ 2345 | | 乙 (被害者) | 氏名 共済 太郎 (電話) 099-222-1111 | 運転・同乗 歩行・その他 |
| 天 候 | 晴・曇・雨・雪・霧 | 交通状況 | 混雑・普通・閑散 | 明 暗 | 昼間・夜間・明け方・夕方 |
| 道 路 状 況 | 舗 装 | 舗 装 してある していない | 歩 道 (両・片) | あ る な い | 直線・カーブ |
| | | 平 坦・坂 | 見 通 し | 良 い 悪 い | 積雪路・凍結路 |
| 信号又は標識 | 信 号 | あ る な い | 駐 停 車 禁 止 | さ れ て い る さ れ て い な い | その他標識 |
| 速 度 | 甲車両 | 40 km/h (制限速度 40 km/h) | 乙車両 | 10 km/h (制限速度 40 km/h) | |



上書記い図てのく説だ明さをい

乙 (共済太郎) が、正面の信号が赤に変わったため徐行し、停止直前に相手方 甲 (加害四郎) の前方不注意により追突された。

公務中・通勤時以外の事故で、かつ重症等により長期間治療を必要とするときや被害者にも過失があるときなどで組合員証を使用したいときは、事故後すぐに共済組合に連絡したうえで使用する。

別紙交通事故証明書に補足して上記のとおり報告いたします。

令和〇〇年 9月 30日

報告者 甲との関係 (他人)
乙との関係 (本人)

氏 名 共済 太郎

共済印

R1.12 改定 [整理番号 47]